平成３０年（フ）第３０号
奈良県橿原市東坊城町573番地
破産者　牧村　栄子
1　破産債権の届出期間　平成30年６月18日まで
2　一般調査期日　平成30年７月23日午前10時30分
平成30年５月17日
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２９年（フ）第３１４号
愛媛県上浮穴郡久万高原町入野1406番地
破産者　岩岡　啓一
1　破産債権の届出期間　平成30年６月18日まで
2　一般調査期日　平成30年７月19日午後３時
平成30年５月16日　　松山地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第４４７号
大阪市西淀川区御幣島６丁目15番５号
破産者　有限会社関西イーエル
1　破産債権の届出期間　平成30年６月20日まで
2　一般調査期日　平成30年８月27日午後２時
平成30年５月17日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２４９号
福岡県久留米市南３丁目12番22号　プティ・フレーズ102号
破産者　西尾　　央
1　破産債権の届出期間　平成30年６月22日まで
2　一般調査期日　平成30年８月２日午前10時
平成30年５月11日
福岡地方裁判所久留米支部

平成２９年（フ）第４２３号
岐阜県羽島市正木町須賀小松61番地２
破産者　今井田光夫
1　破産債権の届出期間　平成30年６月27日まで
2　一般調査期日　平成30年８月７日午前10時10分
平成30年５月16日　　岐阜地方裁判所

平成２９年（フ）第４３号
福岡県田川郡福智町赤池544番地52
破産者　平元美奈子
1　破産債権の届出期間　平成30年６月29日まで
2　一般調査期日　平成30年８月27日午前10時30分
平成30年５月14日　福岡地方裁判所田川支部

特別清算開始

平成３０年（ヒ）第５号
金沢市桂町ホ15番地８
清算株式会社　みのり株式会社
代表清算人　今井外志雄
1　決定年月日　平成30年５月15日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
金沢地方裁判所民事部

平成３０年（ヒ）第１８号
京都府福知山市三和町下川合小字岼俵３番地の３
清算株式会社　株式会社川合ファーム
代表清算人　吉岡　和明
1　決定年月日　平成30年５月15日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
京都地方裁判所第５民事部

平成３０年（ヒ）第２０号
京都市北区紫竹牛若町22番地
清算株式会社　株式会社森口加工食品
代表清算人　池上　哲朗
1　決定年月日　平成30年５月15日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
京都地方裁判所第５民事部

特別清算協定認可

平成２９年（ヒ）第２１０８号
東京都新宿区中落合１丁目21番１号
清算株式会社　株式会社フアミリア・アーツ
代表清算人　坂井田大洋
1　決定年月日　平成30年５月16日
2　主文　次の協定を認可する。
協定
第１　通則
協定における弁済は、協定債権者の指定する金融機関口座に振り込む方法により実施する。ただし、振込手数料は、清算株式会社の負担とする。
第２　協定債権の弁済及び免除
１　亡加藤敬相続財産法人への弁済及び放棄
⑴　亡加藤敬相続財産法人への弁済
清算株式会社は、本協定の認可が確定した日における清算株式会社の資産総額から振込手数料を控除した金額を、亡加藤敬相続財産法人へ弁済する。
⑵　亡加藤敬相続財産法人による債権放棄
亡加藤敬相続財産法人は⑴による弁済を受けたときに、残余の協定債権を放棄する。
２　中ノ郷信用組合による債権放棄
中ノ郷信用組合は、本協定の認可決定が確定した日に、協定債権を放棄する。但し、中ノ郷信用組合による協定債権の放棄は、亡加藤敬相続財産法人に対する連帯保証債務履行請求権を放棄するものではない。
３　その余の協定債権者による債権放棄
⑴　定義
一般債権とは、協定債権のうち、亡加藤敬相続財産法人の債権及び中ノ郷信用組合の債権に該当しないものをいう。
⑵　債権放棄
一般債権者は、本協定の認可決定が確定した日に、一般債権を放棄する。
東京地方裁判所民事第８部

再生手続開始

平成３０年（再）第２号
大阪市都島区都島本通５丁目14番11号
再生債務者　医療法人秋桜会
1　決定年月日時　平成30年５月16日午後３時
2　主文　再生債務者について再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成30年６月20日まで
4　再生債権の一般調査期間　平成30年７月27日から平成30年８月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（再）第３号
大阪市都島区都島本通５丁目10番24号
再生債務者　株式会社こばやしメディカルサポート
1　決定年月日時　平成30年５月16日午後３時
2　主文　再生債務者について再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成30年６月20日まで
4　再生債権の一般調査期間　平成30年７月27日から平成30年８月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（再）第４号
大阪市都島区内代町１丁目１番22号ザ・イズミパートセブン５Ｆ
再生債務者　株式会社Ｋ・Ｍ・Ｓ
1　決定年月日時　平成30年５月16日午後３時
2　主文　再生債務者について再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成30年６月20日まで
4　再生債権の一般調査期間　平成30年７月27日から平成30年８月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

再生手続終結

平成２８年（再）第３号
佐賀県鹿島市大字中村2027番地
再生債務者　株式会社納所運輸
1　主文　本件再生手続を終結する。
2　理由の要旨　再生計画が遂行された。
平成30年５月15日　　佐賀地方裁判所民事部

小規模個人再生による再生手続開始

平成３０年（再イ）第３３号
埼玉県川越市砂新田６丁目４番地９
再生債務者　藤崎　裕行
1　決定年月日時　平成30年５月15日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成30年６月５日まで
4　一般異議申述期間　平成30年６月19日から平成30年６月29日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成３０年（再イ）第３７号
埼玉県狭山市大字水野1307番地の19
再生債務者　宮原　宗大
1　決定年月日時　平成30年５月15日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成30年６月５日まで
4　一般異議申述期間　平成30年６月19日から平成30年６月29日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成３０年（再イ）第７９号
さいたま市大宮区天沼町２丁目159番地１
ＳＴハーモニー102号室
再生債務者　樋川　　貢
1　決定年月日時　平成30年５月16日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成30年６月６日まで
4　一般異議申述期間　平成30年６月20日から平成30年６月27日まで
さいたま地方裁判所第３民事部